

ロンドン事務所マンズリートピック(2011年3月)

【2011年度予算が発表に】英国

ジョージ・オズボーン財務相は2011年3月23日、2011年度予算を発表した。同相は、同日に下院で発表した声明の中で、政府は、下記の目標を達成することで、英国に「強固で安定的な経済基盤」を築くことを目指すと述べた。

- ・主要20カ国・地域(G20)で最も低い法人税率の実現
- ・起業及び事業運営に最も適した国としての環境整備
- ・環境に配慮した、よりバランスの取れた経済の実現に向けた投資及び輸出の促進
- ・人々の職業技術・知識の向上
- ・より公平な年金制度の実現

同相はまた、「一般国民の生活費の負担軽減支援」と、「起業と事業運営のサポート及び広範囲にわたる改革による経済成長支援」という二つの責務は、目的が同一であり、政府は、これらの両方を実行する意向であると述べた。

2011年度予算の内容

2011年度予算に含まれる地方自治に関連する内容は下記の通りである。

都市計画、建築承認制度

- ・住宅開発及びインフラ施設建設等を含む持続可能な地域開発計画については、基本的に全て承認することを政府の新たな方針とする。また、地方自治体が関与する新たな土地の競売制度を試験的に実施し、まず公的機関の所有地の競売を開始する。
- ・マンチェスター市とリーズ市、リバプール市を結ぶ新鉄道を含む新たな鉄道建設計画に2億ポンドを投入する。道路の凍結が原因でできる道路の穴・くぼみの修復費用として、地方自治体に1億ポンドの補助金を交付する。
- ・ブラウンフィールド¹の利用に関しては、中央政府が地方自治体に課する達成目標を撤廃し、自治体に自由裁量を与える。一方、グリーンベルトに関する規制は維持

¹ ブラウンフィールドとは、現在は使用されていないかつての工業・商業用地を意味する用語である。グリーンベルトとは、都市周辺部を環状に取り巻く緑地帯であり、原則として開発は認められない。

する。

・建築許可申請制度及び関連の「承認制度 (consent regimes)」²の合理化を目的とした幾つかの措置を実行し、建築許可申請・承認等のプロセスの迅速化と規制緩和を図る。今後、全ての建築許可申請の審査手続きを申請から遅くとも12ヶ月以内に終了させることを保証する。この12ヶ月という期間には、建築許可申請が却下され、申請者が再審査を要求した場合に再審査に要する期間も含まれる。

・大規模インフラ施設建設計画の審査権限を、開発計画審査庁内に設置される「大規模インフラ施設建設計画審査班 (Major Infrastructure Planning Unit)」に移管し、審査の迅速化を図る。計画の承認または却下の最終決定は国務大臣が行う³。また、商業施設の住宅への改修に必要とされる自治体からの許可取得手続きの簡素化案について、専門家及び一般住民等を対象にした意見集約作業を実施する。

・中央政府は、地方自治体と協働の上、現在使用されていない軍用地及び住宅用地に適したその他の公的機関の所有地における住宅建設計画の審査手続きの迅速化を図る。その目的は、公的機関所有地の活用促進、住宅不足解消、建設業界における雇用創出支援である。また、土地開発業者が公的機関から土地を購入して住宅開発を行う場合、住宅建設終了後に土地の購入代金を支払うことを業者に認める新たなスキームを試験的に開始する。このスキームの目的は、住宅建設の迅速化である。

エンタープライズ・ゾーンと地域産業パートナーシップ

・以下の10ヶ所の地域産業パートナーシップ (LEPs) のエリア内に、経済成長促進重点地域として「エンタープライズ・ゾーン」を設置する許可を与える⁴。

- *バーミンガムとソリハル
- *リーズ都市圏
- *シェフィールド都市圏
- *リバプール都市圏
- *グレーター・マンチェスター
- *イングランド西部

² 「承認制度」とは、住宅開発、土地開発などに関して中央政府の許可取得を自治体に義務付ける制度である。

³ 前労働党政権下の2009年10月、インフラ施設の建築計画の審査・承認機関として「インフラ施設建築申請検討委員会 (Infrastructure Planning Commission)」が設置されたが、現政権は発足後間もなく、同機関の廃止を決定した。なお、開発計画審査庁 (Planning Inspectorate) は、コミュニティ・地方自治省の外郭団体である。

⁴ 地域産業パートナーシップ (LEPs) とは、地域経済開発促進を目的とする自治体と企業のパートナーシップである。地域開発公社 (RDAs) に代わる組織として現在、イングランド各地に設置されている。

- *ティーズ・バレー
- *イングランド北東部
- *ブラック・カントリー⁵
- *ダービー、ダービーシャー、ノッティンガム、ノッティンガムシャー

・ロンドンにも「エンタープライズ・ゾーン」を設置する。場所はロンドン市長が決定する⁶。

・更に 10 ヶ所の「エンタープライズ・ゾーン」を創設するため、今後、エリア内に「エンタープライズ・ゾーン」の設置を希望する LEPs からの応募を受け付ける。

・現在の国会会期が終了する 2015 年春までに「エンタープライズ・ゾーン」内に事業所を移転した企業を対象に、今後 5 年間、27 万 5000 ポンドを上限としてビジネス・レイトを全額免除する。

・少なくとも今後 25 年間、「エンタープライズ・ゾーン」内に新たに設置された企業から徴収されたビジネス・レイトの税収は、当該の「エンタープライズ・ゾーン」が位置する LEPs のエリア内の自治体が共有・保持し、地域の経済成長支援に充てるものとする⁷。

・中央政府及び自治体は、「エンタープライズ・ゾーン」内における建築計画申請・承認制度の簡素化を図る。

・政府は、「エンタープライズ・ゾーン」内でのインターネットの高速ブロードバンドの導入を支援する。これには、高速ブロードバンド設備工事の許可取得を容易にすることなどが含まれ、また必要であれば、ブロードバンド整備への補助金の提供も行う。

これらに加え、政府は、各 LEPs と協働し、下記の点について検討する。

1. 高価値を生み出す製造業 (high value manufacturing)⁸に重点を置く LEPs 内の「エンタープライズ・ゾーン」内に事業所を置く企業を対象に、「資本控除 (capital allowances)」の制

⁵ 「ブラック・カントリー」とは、イングランド中西部を指す通称である。

⁶ 予算発表後、ボリス・ジョンソン・ロンドン市長は、ロンドン東部ニューアム区内のロイヤル・ドックス (Royal Docks) 地域をエンタープライズ・ゾーンに指定した。

⁷ 現行制度下では、自治体は、居住用資産以外の資産に課せられる税金であるビジネス・レイトの税収を保持することはできない。税収は、自治体が徴収した後、一旦国庫に納められ、地方交付金として中央政府から自治体に配分されている。

⁸ ここで言う「高価値」には、金銭的利益のみならず、環境面や研究・開発面等での価値ある貢献なども含まれる。

度における税控除額を他地域より高く設定する可能性について⁹。

2. 「エンタープライズ・ゾーン」の長期的存続を支援するための「増加税収財源措置 (Tax Increment Financing、TIF)」の利用について。「地方財源見直し (Local Government Resource Review)」の内容を考慮に入れながら検討する¹⁰。
3. 海外企業による「エンタープライズ・ゾーン」への投資及び海外企業の「エンタープライズ・ゾーン」内での事業展開に関して英国貿易・投資庁 (UKTI) の支援について。

・政府は近く、「地域成長ファンド (Regional Growth Fund)」の第一ラウンドの助成金受給対象者を発表する。更に、2011 年 4 月に、同ファンドの第二ラウンドの入札受付を開始する。

公的部門職員の年金制度改革

・ハットン卿が 2011 年 3 月に発表した公的部門職員の年金制度改革の見直し作業結果報告書に盛り込まれた提案を全て受け入れる¹¹。ハットン卿の提案には、下記のようなものが含まれていた。

1. 退職前の最後の給与額を基に年金給付額を決定する現行制度を廃止する。これに代わり、勤務期間全体の平均給与額を基に給付額を決定する新制度を導入する。
2. 公的部門職員を対象とした年金スキームの大半において、年金受給開始年齢を、国民年金の受給開始年齢と同一にする。
3. 軍隊、警察、消防サービスの職員の年金受給開始年齢を 60 歳に引き上げる。これら職員の現在の年金受給開始年齢は 60 歳より低く設定されている。
4. 公的部門職員を対象とした年金の国庫負担率に明確な上限を設ける。更に、この割合を超過した場合、再び国庫負担率を上限内に戻し、公的部門職員の年金制度への政府支出額を安定化させる仕組みを導入する。

⁹ 「資本控除」とは、企業が特定の事業用資産を購入または改修した場合、購入費または改修費の一部を課税対象利益から差し引き、税控除できる制度である。

¹⁰ 「地方財源見直し」は、地方自治・コミュニティ省が 2011 年 3 月中旬に実施を発表した地方財政に関する調査。「増加税収財源措置」は、米国の自治体で幅広く利用されている地域開発等のプロジェクトのための資金調達方法である。その方法は、地域開発後に見込まれる固定資産税、事業税等の税収増を担保に資金を借り受け、プロジェクトの資金調達を行うというものである。

¹¹ 同見直し作業は、財務省の委託で実施された。

5. 公的部門職員を対象とする全ての年金スキームについて、独立の団体による監視体制を強化し、それらスキームの管理をより一層、厳格化する。

その他

・政府が出資し、今後 2 年間にわたって民間企業で実施される、若者を対象とした「勤労体験 (work experience) プログラム」の定員を、既に決定していた 2 万人から 8 万人増やし、10 万人とする¹²。

・今後 4 年間にわたり、民間企業に最高で 5 万の「見習い制度 (apprenticeship)」のポジションを創出することを目的として、資金を拠出する¹³。また、「ユニバーシティ・テクニカル・カレッジ (UTCs)」のプログラムを拡大し、少なくとも 24 の UTCs を新設する¹⁴。

・高価値を生み出す製造業で利用される先端技術の研究開発を行う機関として、新たに「技術・革新センター (TICs)」を創設する。今後、英国各地に同センターを設置し、TICs のネットワークを構築する。

・「緑の投資銀行 (Green Investment Bank)」への政府拠出金を、昨年の「2010 年支出見直し」で発表した 10 億ポンドから 30 億ポンドへと増額する。また、同銀行の操業開始時期を、これまでの計画より早め、2012 年とする¹⁵。

【地方財政の見直し作業を開始】英国

エリック・ピクルス・コミュニティ・地方自治相は 2011 年 3 月中旬、下院で、イングランドの地方自治体財政に関する見直し作業の第一段階を開始することを明らかにした。この見直し作業の実施は、昨年 5 月の総選挙後、自由民主党が、保守党と連立政権を組む条件として要求したものであり、同月に発表された連立政権の政策文書にも盛り込まれていた。

今回の見直し作業では、自治体の財源調達の方法に関して検討する。特に、財政面

¹² 「勤労体験プログラム」とは、主に若者を対象に、無給で仕事を体験させるプログラムである。

¹³ 「見習い制度」とは、給与を得ながら、一定期間の間、職場で仕事を学ぶ制度であり、職業資格として認められている。

¹⁴ 「ユニバーシティ・テクニカル・カレッジ」とは、14～19 歳の若者を対象とした職業訓練校で、主にエンジニアなど技術者を養成する。大学、企業、カレッジのパートナーシップで運営される。

¹⁵ 「緑の投資銀行」とは、温暖化ガス削減プロジェクトへの融資を目的に現在設置準備が進められている銀行である。

でより多くの自由裁量を自治体に付与すること、自治体が地域の民間部門の成長と地域経済再生を支援できるよう、より大きなインセンティブを与えることなどに重点を置いている。更に、コミュニティ・地方自治省では、「自治体財政の政府財源への依存度を低下させ、地域の説明責任を強化し、地域経済成長の成果を自治体財政に確実に反映させる」方法を見出すと共に、ビジネス・レイトの制度についても見直すこととしている。

財務省と地方自治・コミュニティ省が合意した見直し作業の検討事項は下記の通りである。

1. ビジネス・レイト税収の保持を認めることによって自治体に地域の経済成長促進への強い動機付けを与えるための最適のモデルを探る。同時に、このモデルでは、全ての自治体が、地域のニーズを満たしつつ、「2010年支出見直し」の内容が実行されても健全な財政を維持することが可能なだけの十分な財源を確保することが求められる。
2. 同モデルの導入によって、自治体財政の政府財源への依存度をどの程度まで低下させることが可能かを見極める。
3. 一部の自治体は、他の自治体より政府財源への依存度が高いことに留意し、自主財源のみでは、必要な予算を実行したり、カウンスル・タックスの引き上げを回避したりするには十分でない自治体について、財源確保の方法を検討する。また、二層制地域の広域自治体(カウンティ)など、ビジネス・レイトを徴収できない自治体の財源確保の方法についても検討する。
4. 地方自治体への政府補助金の配分における自治体間の財政力格差縮小のプロセスについて更なる透明化を図ると共に、自治体と同プロセスに関与できるようにする可能性について検討する。
5. ビジネス・レイト税収の保持が認められた場合、同税の税収が現在の歳出額より著しく多くなると考えられる自治体の取扱いについて検討する。
6. 可能な限り地域への権限委譲を進めるという方針を維持しながら、ビジネス・レイトの大幅な引き上げを回避する方法を検討する。
7. ビジネス・レイト税収の保持を自治体に認めるとい前提の下での「増加税収財源措置(TIF)」の導入の方法について検討する。
8. 課税対象資産の再評価、慈善団体等を対象とした税率軽減措置など、ビジネス・レイト制度の様々な側面について、今後の取扱いを検討する。

9. 一方で、納税者の利益を守りながら、自治体の財政面における自立性を更に高める可能性について検討する。

10. ビジネス・レイト税収の保持を自治体に認めることにより生じると考えられる関連政策等への幅広い影響について検討する。検討事項には、「高齢者・障害者ケアサービスの財源に関する独立委員会 (The Commission on the Funding of Care and Support)」が行っている見直し作業への影響及びその他の政府による誘導政策 (新規住宅建設奨励スキームである「ニュー・ホームズ・ボーナス (New Homes Bonus)」、政府が昨年発表した、自治体に対し、管轄区域内で行われた再生可能エネルギー開発プロジェクトによって生み出されたビジネス・レイト税収の保持を認めるとの方針等) などが含まれる。

今回の見直し作業ではまた、2010年10月に発表された地域経済白書「地域の経済成長：全ての地域の可能性を开花させる (Local growth: Realising every place's potential)」に盛り込まれた政府案に対し、専門家、一般住民等から寄せられた意見についても検討する。今回の見直し作業の第一段階は、2011年7月までに終了させる予定である。その後、見直し作業で合意された改革が実行される。見直し作業の第二段階は2011年4月に開始され、「コミュニティ予算 (Community Budgets)」に焦点を当てることになる。「コミュニティ予算」は、現在、イングランド各地で段階的に導入されており、見直し作業は、これと並行して行われることになる¹⁶。

最後に付け加えると、バーミンガム市、マンチェスター市、ロンドン・ウェストミンスター区の3自治体は、2011年2月、今回の見直し作業に対し、特に都市にとって重要と思われる地方財政に関する改革案を提案することを目的として、専門家で構成される「都市財政委員会 (City Finance Commission)」を設置することで合意した。委員会のメンバーには、不動産開発業者のスチュアート・リプトン氏、前労働党政権で地方自治担当閣外大臣を務めたニック・レイズフォード下院議員、ボリス・ジョンソン・ロンドン市長の政策アドバイザーであるアンソニー・ブラウン氏、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス (LSE) の「グレーター・ロンドン・グループ」のディレクターであるトニー・トラバース氏、英国勅許公共財務会計協会 (CIPFA) の最高責任者であるスティーブ・フリーア氏、都市研究を行うシンクタンク「センター・フォー・シティーズ」の最高責任者であるアレクサンドラ・ジョーンズ氏などが含まれている。

¹⁶ 「コミュニティ予算」とは、地域 (単一の自治体の管轄地域のみ限定されない) が、政府の各省から地域内の自治体及びその他の公的組織に投入される複数の資金源の資金をプールし、自らの裁量で、地域の問題家庭に関する取り組みに使えるようにするための仕組みである。

【ウェールズ議会の法的権限の拡大を問う住民投票】英国

ウェールズ議会が、英国議会に諮ることなく単独で、分権された事項に関してより広範囲に立法できる権限（一次立法権）を得るべきかどうかを問う住民投票が、ウェールズにおいて2011年3月3日に実施された。これまでは、分権された20分野の事項であっても、2006年ウェールズ政府法（以下「2006年法」）で予め認められた事項以外のものへと範囲を拡大しようとする場合は、その都度、英国議会からの承認を得なければならなかった。

投票用紙に示された質問は「20分野における全ての事項について、ウェールズ議会が一次立法権を持つことを望みますか」というものであった。住民投票の結果、賛成63%、反対36%で承認された。

これまで、ウェールズ議会は相対的に限定された分野の範囲においてのみ、ウェールズ議会規則（Assembly Measures）の制定という形で立法することができた（二次的立法権）。これらは20分野に及んでいたが、実際に立法が可能なのはそれぞれの分野の中のごくわずかな特定事項のみであった。英国議会が制定した法律に授權規定（enabling provision）が含まれている場合か、あるいは、ウェールズ議会に必要が生じて枢密院令（日本の政令に当たる）を要求した場合のいずれかにおいてのみ、この範囲を広げることができた。一方、2006年法の下では、特定事項の範囲を著しく拡大するという仕組みもあったが、しかしそれも、住民投票によって承認された場合のみ可能というものであった。

この仕組みにより新たに得られる権限は、2006年法の第4章に含まれており、「ウェールズ議会法条項」（Assembly Act Provisions）¹⁷として知られている。ウェールズ議会は、2010年2月9日に、「ウェールズ議会法条項」に移行することを求める住民投票を実施する決議案を可決した。

「ウェールズ議会法条項」は、ウェールズ自治政府（Welsh Assembly Government）が決定し、ウェールズ議会が承認する日に効力を発する。その時点で、ウェールズ議会規則を制定することができるという現在の権限はなくなるが、現行のウェールズ議会規則自体は引き続き効力を持つ。

選挙管理委員会（Electoral Commission）によれば、517,132人の有権者が、ウェールズ議会が一次立法権を得ることに対して「Yes」の投票を行った。これは総投票数の63.49%に相当する。36.51%に当たる297,380人の有権者が「No」に投票した。22の

¹⁷ ウェールズ議会が一次立法権を持った後、ウェールズ議会法（Acts of the National Assembly for Wales）を制定するための立法手続きについて説明した条項

投票区のうちモンマスシャー県 (Monmouthshire) のみ「No」が過半数となったが、「Yes」との票数の差はわずか 320 だった。投票率は 35.2%であった。

この結果、次の 20 の分野において、ウェールズ議会が一次立法権を持つことになった。

農林水産業・動植物・農村開発、歴史的建造物の保護、文化、経済開発、教育と職業訓練、環境、消防・救急、食料、保健及び保健サービス、高速道路及び幹線道路・運輸・交通、住宅、地方自治、ウェールズ議会、行政、社会福祉、スポーツとレジャー、観光、都市計画、上下水道・洪水対策、ウェールズ語

ただし、英国議会には未だ上記 20 の全ての分野について留保権限がある。「2006 年法」の 114 条によれば、ウェールズ相は、ウェールズに分権されていない事項、イングランドにおける上水道・水資源・水質、イングランドで施行されている法律及び英国の国際的責務に対して不利な影響を与える可能性があるウェールズ議会法に介入することができる広範な権限を持っている。英国司法長官 (The UK Attorney General) は、もしウェールズ議会の立法権限の範囲かどうか疑わしい場合には、いかなる法案についても、たとえウェールズ議会を通過した法案であっても、英国最高裁判所に対して問い質すことができる。上水道・水資源・水質に関する英国議会の留保権限を除く全ての留保権限規定は、スコットランドで適用されているものと同じである。

【連邦政府が支援するドイツの地方自治体の気候保護政策】ドイツ

連邦政府の助成事業「全国気候イニシアティブ」が 2008 年から開始され、この 2 年間で地方自治体やその他の公的機関において多様な取り組みが実施されている。2007 年 12 月に、連邦政府が「連邦政府総合エネルギー・気候保護プログラム」を内閣で決定し、2008 年夏から気候対策プログラム「全国気候イニシアティブ」が始まった (2008 年 8 月の月例報告ドイツを参照)。2010 年末までに、全国において 1000 件近くの、地域に密着した、エネルギー効率を高められ、二酸化炭素の排出を減らせる取り組みが補助を受けた。連邦環境自然保護原子力安全省 (BMU) が、地方自治体対象のこのプログラムを担当している。プログラムの財源は、排出量取引制度から得られる利益であり、人々の生活の場である市町村における事業のために使用されることとなっている。取り組みの申請は、地方自治体、教会組織、あるいは大学を含む教育等の公的組織が行えるが、大部分は地方自治体からとなっている。連邦からの補助金を受けることで、エネルギー効率向上のための事業は、多数の組織がエネルギー削減に成功できるようにすると同時に、市民にその努力が明らかになることによって、個人にも新たな関心を引き起こし、さらなる行動を起こすことにもつながっている。

連邦のこの助成プログラムは、全国での地域間のバランスを目指しているが、活発に申請し、財源の確保に特に成功している地域が存在する。州レベルで、特に事業が多いの

は、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ニーダーザクセン州、バーデン・ヴュルテムベルク州及びバイエルン州である。州別の事業配分は以下の通りである。

バーデン・ヴュルテムベルク州	153
バイエルン州	146
ベルリン都市州	12
ブランデンブルク州	14
ブレーメン都市州	3
ヘッセン州	56
メクレンブルク・フォアポンメルン州	16
ニーダーザクセン州	179
ノルトライン・ヴェストファーレン州	221
ラインラント・プファルツ州	66
ザールラント州	23
ザクセン州	8
ザクセン・アンハルト州	9
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州	54
チューリンゲン州	9

出典：http://www.bmu-klimaschutzinitiative.de/de/karte_national

州別の事業数、2011年3月22日参照

しかし、このように連邦プログラムの補助金の事業が少ない州においても、気候保護の取り組み自体が少ないことを必ずしも意味しない。州、または他の組織からの別の補助金も存在しているため、それを使っている可能性がある。

2008年からの2年間の連邦プログラムは、三つの分野に集中していた。第一に、地方自治体が外部の専門家や事業所の助言を取り入れながら総合的な気候保護戦略を策定すること、第二に、戦略実施のために気候保護管理マネージャーの採用、第三に、エネルギー効率を高めることによる気候保護技術の応用である。特に街灯その他の外部点灯や、公共の建物の冷暖房施設がその対象となっている。この最後の分野には、学校や保育園等における小規模の取り組みも含まれている。約1000件の取り組みの半分近くは、地方自治体全体に関する総合的な気候保護戦略の策定及び気候保護管理マネージャーの採用である。マネージャーの採用は、戦略策定が完成してからのステップである。総合的な気候保護戦略のための最初の申請は、2010年上旬に行われたため、2010年9月から30人分ほどの新しく任命された気候保護管理マネージャーに係る補助金が支給された。2011年においては、その人数が増える見込みである。

多くの地方自治体は、エネルギー効率を高める技術に関心を持っている。近代的で効率の高い技術を利用すれば、長期的にエネルギーの効率を向上させることができるだけでなく、歳出削減にもつながる。したがって、この分野への申請の数は多く、特に街灯の更新事業が多く、約 200 の事業が実現した。一方、建物の冷暖房施設や内部点灯については、約 80 件のみであった。

2011 年 1 月から、2 年間の経験を踏まえ、地方自治体を対象とした補助金事業の条件が変更されることとなる。環境自然保護原子力安全省が事業の実施を委託している補助金申請を取り扱っている事業所は、地方自治体と直接のやり取りをする中で、その事情が多様であり、適切に一般化された条件を設定することがいかに難しいかが明らかになった。最近の傾向として、郡からの申請が増加していることがある。郡は、広域自治体であり、全域のための総合的な気候保護戦略を策定すれば、郡内の、自分だけでは事業を扱えない小規模の市町村をも取り組みに参加させることが可能となる。現時点では、郡からは約 50 件、その他の広域的組織からは 15 件の申請が許可されている。このように、「全国気候イニシアティブ」は、地方自治体の具体的なニーズに応える中で、既に存在していた補助事業の隙間を埋めることに成功したと言える。

具体的な地方自治体の気候保護事業の事例

① アーレン市の街灯更新の取り組み

ドイツの街灯のほぼ 3 分の 1 は、20 年以上前に設置されたものである。このように古くなった設備を利用し続けることは、エネルギー消費が高く、点灯の故障が多くなる原因となる。したがって、頻繁な修理が必要となる上に、高いエネルギー経費に加えて、二酸化炭素の排出量も多い。この状況を改善するため、連邦の「全国気候イニシアティブ」の下で、まず街灯に使用される設備の製造業者のコンペが行われ、エネルギー効率に優れた商品を把握し、そしてその情報を広めることが目的とされた。2008 年夏に、コンペの結果として、市販されているエネルギー効率に優れた商品のリストが公表された。引き続き、街灯の改善を目指す市町村の間でさらなるコンペを開催し、取り組み計画を提案した市町村のうち優れたものを、人口数別のカテゴリーごとに選ぶという形をとった。この結果、2009 年夏に、6 つの優秀市町村に補助金を支出することとなった。

人口 5 万人以上 10 万人以下の優秀市町村は、バーデン・ヴュルテMBERク州にあるアーレン市である。人口は 6 万 6000 人、州の東にあり、その地域の経済的中心としての役割を果たし、高度技術の金属製造業が地元経済を支えている。市の中心部にある歴史的建築物のある広場やその周辺の道路で 96 個の古い街灯がそれぞれ 35 ワットの 68 個の投光照明器具に取り替えられた。以前は 8.4 キロワットを必要としていた街灯は、新しい器具では 2.7 キロワットのエネルギーに抑えることができ、年間では 2 万 3056 キロワット時の減少となる。また、当市のこの街灯器具更新事業に地元の商店や自営業者が刺

激され、同じような設備を設けるきっかけとなり、効果が広がった。照明の質も改善され、特に歩行者にとっては見やすいものとなっている。アーレン市は、年間二酸化炭素 13.9 トンの削減をこの街灯器具交換事業の実施で実現した。

② 自動車利用を少なくする交通啓発キャンペーン

交通から発生する二酸化炭素の排出量削減も重要な目標である。「全国気候イニシアティブ」の一環として、「ゼロ排出交通」の啓発キャンペーンが実施されることとなった。キャンペーンは、「頭脳 On・エンジン Off - Kopf an: Motor aus」というスローガンを全体に用い、近距離の場合は、自動車に乗らないで歩くか、または自転車を利用するように呼びかけている。ポスター、ラジオ、映画館等において、面白おかしく、人々に自分の交通行動について考えさせるような文句や映像を使った。「ガソリンよりカロリーを燃焼すれば」、「冰山よりあなたがやせた方がいいじゃないか。自転車を使いましょう」、「二輪のカブリオレーを使えば」等で、ドイツ語で面白みを持つ表現が多く、町中に人の目に付く形で採用された。

2009 年においては、4 都市が開催都市となった。バムベルク市(バイエルン州、人口 7 万人)、ドルトムント市(ノルトライン・ヴェストファーレン州、人口 58 万人)、ハッレ・ザーレ市(ザクセン・アンハルト州、人口 23 万人)、カールスルーエ市(バーデン・ヴュルテMBERG 州、人口 30 万人)がキャンペーンを実施した。開催期間後、世論調査機関「forsa」が 1200 人を対象に調査を行い、その結果については、ウッパタール気候・環境・エネルギー研究所(Wuppertal Institute for Climate, Environment and Energy)がチェックし、さらにその事業の全体結果について独自の調査を行った。それによれば、啓発キャンペーンによって、約 20 万人が自分の行動を変えたという解釈ができる。研究所の計算によれば、約 95 万人がキャンペーンを認識し、内容を覚えた人のうちの 83%が影響を受けている。人口の約 17%は、固執的な自動車愛用者で、自動車への依存度が高く、自転車に絶対乗らないとされているが、このような人はもともとキャンペーンのターゲットではなかった。それより、自転車を持ってはいるがあまり利用しない人、または、健康促進のためもっと歩くことを選ぶようになりそうな人などがターゲットであった。キャンペーンを覚えていた人のうち 36%は、既に自分がよく自転車を利用したり、歩いたりしていると認識し、これからもその行動を続けると思っていた。約 16%は、将来的にはもっと歩いたり、自転車を利用したりすることを目指している。26%は、キャンペーンの影響により、以前よりもっと自転車を使ったり、短い距離を歩いたりするようになった、と自分の行動が変わったと回答した。普通の宣伝キャンペーンと比較すれば、成功していると見ることができるとするマーケティングの専門家もいる。ウッパタール気候・環境・エネルギー研究所は、キャンペーンの効果を大げさに見せないよう、単純な計算結果に基づいて、最終的に発表した数字では 20%低くした。それは、調査に回答する時、聞かれる側は、自分の答えを質問する側が聞きたいと思われる方向に合わせようとする傾向があることに配慮するためである。また、回答者の 26%は、自動車の相乗り者として、最終結果から外された。自動車に相乗

りしていた乗客が自転車や歩くことに変えても、運転者が自動車に乗り続ける以上、二酸化炭素削減にはつながらないからである。このような差し引きを行っても、最終的には 4 都市合わせて 11 万 9000 人が、近距離においては歩き、8 万 5000 人は、自転車を使うようになったという結果であった。ほとんどの場合、移動の目的は買い物、または、映画鑑賞や友人訪問などのレジャー行為である。住民がどれぐらいの距離を毎日の行動で移動し、モード変更による二酸化炭素排出の削減ができるかを表すための計算に必要な基礎データとして、ウッパタール気候・環境・エネルギー研究所は、2008 年に発表された「ドイツの交通調査」を利用した。ここに含まれたデータにより、ドルトムント市における買い物のための平均移動距離、あるいはカールスルーエ市における映画館や劇場までの平均移動距離が計算された。結果として、近距離を自動車から徒歩に変えた人は、年間では 185 自動車キロを削減でき、自動車から自転車に変更した人は、年間では 417 自動車キロを削減できていた。4 都市において自分の行動を変えた人々は、歩くことにより、自動車で走った距離を約 230 万キロ縮小し、または自転車を利用したことで、350 万キロ削減した。

キャンペーンの最終的な目標は、交通による二酸化炭素排出量の削減であったため、それを数字で表す計算が重要であった。前述のデータを基礎にした、かなり複雑な計算方式を利用し、ウッパタール気候・環境・エネルギー研究所では前年において、キャンペーン「頭脳 On・エンジン Off」により 1 万 3650 トンの二酸化炭素を節約できたとしている。約 5370 トンは歩くことにより、約 8280 トンは自転車利用によってである。

キャンペーンに投資した 190 万ユーロは、4 都市の総人口においては一人当たり 1 ユーロにしかならず、よい費用対効果であると言える。二酸化炭素 1 トンの排出削減は、88 ユーロとなる。2007 年のこのテーマについての McKinsey & Co の調査によれば、交通からの排出量削減を目指した対策の中では、かなりよい比率であると言える。

2010 年においては、ベルリン都市州、ブラウンシュヴァイク市、フライブルク市及びヘルツォゲンアウラハ市がキャンペーンを実施都市となり、また、カールスルーエ市も独自財源で引き続き、啓発活動を行った。

③ 再生可能なエネルギー源の開発：オスナブリュック郡の総合的な気候保護戦略

オスナブリュック郡は、ニーダーザクセン州の南西に位置し、2121 平方キロメートルに 35 万 7000 人が 38 市町村で生活している。当郡は、2009 年 6 月に総合的な気候保護戦略の策定を始め、連邦の「全国気候イニシアティブ」の下で 22 万 5000 ユーロの補助金をそのために受けた。戦略の目標は、郡における温室効果ガス排出を永続的に削減し、郡全域をカーボン・ニュートラルにすることである。

気候保護戦略の策定に当たっての最初の取り組みは、定期的に更新できる郡の二酸化炭素の現在排出量の統計であった。その他のデータ収集として、エネルギー効率の現状調査、この分野におけるこれからの改善策調査、再生可能なエネルギー源の可能性調査も行われた。これらの調査結果は、2010年12月に公開された。調査で明らかになったことは、郡内で発電・発熱のための再生可能なエネルギーが過去10年間で増加したことであった。2008年では、暖房熱の7%と電気の23%が再生可能なエネルギー源からである。全国の平均は7%(暖房熱)と14%(電気)であるため、オスナブリュック郡における一人当たりの二酸化炭素排出は、全国平均をやや下回っている。また、オスナブリュック郡においては、企業・商業からの排出量が41%、交通からの排出量が30%、そして住宅・個人消費が29%を占めている。

再生可能なエネルギー源の可能性調査の結果によれば、2050年までにオスナブリュック郡におけるすべてのエネルギー供給を再生可能なエネルギー源で満たすことは実現可能である。そのためには、現在のエネルギー消費を引き下げ、再生可能なエネルギー源からの発電・発熱を増加させることが必要である。オスナブリュック郡において、風力発電や地熱が最も可能性のある発展できる分野である。専門家によって行われた調査によれば、これから40年先には、企業用及び住宅用のエネルギー需要の51%を、風力発電により供給することが可能である。2050年までには、ドイツの冬が寒い必要となる暖房熱についても、主に地熱や再生可能なエネルギー源を利用するヒートポンプで供給できる。

このような目標を達成するためには、高額な投資も必要であるが、それにより、郡においては、経済的効果も大きいと期待されている。最終的には、何億ユーロもの額となり、雇用創出も2000人を超えると推計されている。野心的であるこのような大規模な取り組みは、住民、企業、行政等を含むすべての利害関係者に開けた形に実施しなければならない。郡は、数多くの会議、分科会、説明会等を開き、農業経営者、企業そして学識経験者等からの提案やコメントに耳を向け、場合によって計画に取り入れている。

2010年12月20日、郡議会は総合的な気候保護戦略を正式に承認し、郡の目標を、2050年までに完全に再生可能なエネルギー源に切り替えること、エネルギー効率を高めること、そして地域の資源を持続的に利用することに設定した。具体的には、次の二つの目標が掲げられている。

- ① 2030年までに、企業及び個人が利用する電気を100%再生可能なエネルギー源から供給する。
- ② 2050年までに、すべての利用者に再生可能なエネルギー源から発熱された暖房熱を供給する。

この目標は、郡内の市町村との密接な協力に基づく実現を目指し、またはドイツにおい

て同様の目標を追求する郡とも協力することとされている。

高い目標の達成のために必要な具体的な措置として、38 項目の活動分野が定められ、このうちで 2011 年から 2013 年までの 2 年間に集中的に促進する取り組みの優先度を決定する協議が進行中である。次のような措置については、すぐに始められることとされている。

- ・広域の地域計画において、風力のための優先開発地域を設定するため、計画を変更または再編する。
- ・上記の優先開発地域にある既存の風力施設の発電率を増加させる。(Re-powering)
- ・太陽発電・発熱設備を屋根又は壁に設置するために必要な知識や技術を普及するため、建設業のための独立したコンサルティング・サービスを設立し、郡内にすでにある専門知識を有効的に利用する。
- ・既存のバイオガス施設において、し尿やその他の有機物の使用部分を増加させ、郡内の資源を持続的に利用できるようにするためのバイオガス戦略を策定する。
- ・旧軍隊用土地を含む未使用の土地における太陽エネルギー発電のための利用増加。
- ・既存のコジェネレーション設備における、農産物の残りや緑地手入れで発生する植物性バイオマスの利用増加。

これらの活動を実施するため、オスナブリュック郡は気候保護管理マネージャーを採用し、そのために連邦の補助金を使う予定である。様々な政策の実施も、戦略策定と同様に、住民、企業や地域に活動する組織等と協力しながら行う予定である。

地方自治体の気候保護政策に関しては、ドイツ都市研究所(DIfU)が環境自然保護原子力安全省の委託で「自治体気候保護事務所・Servicestelle: Kommunaler Klimaschutz」を運営している。ここでは、地方自治体がこの分野における相談ができ、連邦、各州及びその他の組織から得られる助成金プログラムの情報提供が行われている。また、地方自治体の取り組みについてのケース・スタディーも数多く登録されている。

2011 年からの新しい補助条件

連邦政府が「連邦政府総合エネルギー・気候保護プログラム」においては、2050 年までには、1990 年の比較で温暖化ガス排出量の 80 から 95%まで削減することを実現する目標の達成に貢献するため、2011 年の地方自治体に対する「全国気候イニシアティブ」の助成プログラムにおける条件が厳しくなった。最大の効果を出す取り組みに投資をしなければ、野心的な目標は達成できない。したがって、今年の対象の新たな中心は、気候保護戦略の策定及び気候保護管理マネージャーの採用の他に、街灯のエネルギー節約の高い LED 技術を採用し、二酸化炭素排出量を 60%まで削減可能にする取り組み(以前と比べ、補助率を上げた)、そして 2050 年までに地域における二酸化炭素排出量の 95%減少を目指すマスタープランの策定が挙げられている。また、自主財源基盤が弱い

地方自治体からの申請も、ケース・バイ・ケース方式で、基準より高い補助について判断する。ただし、100%の財政補填は行わない。現在対象となっている事業とその補助率は、以下の通りである。

対象事業	補助率
総合的な気候保護戦略	65%
気候保護戦略(特定分野)	50%
気候保護管理マネージャー	65%
気候保護管理マネージャーにより実施される80%の二酸化炭素排出削減を可能とする政策	50%
LED 技術を採用し、二酸化炭素排出量を 60%まで削減可能な街灯更新の取り組み	40%
電気利用において気候保護技術	25%
「モデル自治体」二酸化炭素排出量の 95%減少を目指すマスタープラン策定	80%

この新しい基準に基づき、申請期間は 3 月 31 日までであったが、95%減少のマスタープラン策定の申請については、4 月 30 日までとされた。補助に使用される財源については、取引から得られる利益が不安定であるため、夏に再び申請期間を設ける可能性もあると、連邦環境自然保護原子力安全省は発表している。

2009年と2010年に引き続き、地方自治体規模別にテーマ別のコンペがまた実施される。三つのカテゴリーは、「地方自治体の建物における先進的な技術を利用した気候保護政策」、「気候保護対策の実施のためのパートナーシップを利用した取り組み」、そして「市民が気候保護に参加するための先進的な取り組み」である。優秀自治体は、2011 年秋に発表される予定である。

参照

BMU: Kommunalen Klimaschutz – Möglichkeiten für die Kommunen

http://www.bmu.de/files/pdfs/allgemein/application/pdf/kommunaler_klimaschutz_bf.pdf

Deutscher Städte-und Gemeindebund, Pressemitteilung 21.2.2011, ‘Erfolgreiche Fachkonferenz ‘Kommunen aktiv für den Klimaschutz’

<http://www.dstgb.de/dstgb/Kommunalreport/Erfolgreiche%20Fachkonferenz%20%22Kommunen%20aktiv%20f%C3%BCr%20den%20Klimaschutz%22/>

Klimawandel und Kommunen Niedersachsen,

<http://www.kuk-nds.de/ueber-uns.html>

Co2 Handel: Förderung von Klimaschutz in Kommunen erweitert

http://www.co2-handel.de/article306_15613.html

Projektträger Jülich, Klimaschutzprojekte in sozialen, kommunalen und öffentlichen Einrichtungen

<http://www.ptj.de/klimaschutzinitiative-kommunen>

Stadt Aalen, Pressemitteilung 3.6.2009, 'Aalen erhält ersten Preis für Beleuchtungskonzept'

<http://www.aalen.de/sixcms/detail.php?id=77771&bereich=6>

BMU Klimaschutzinitiative – Energieeffiziente Stadtbeleuchtung

http://www.bmu-klimaschutzinitiative.de/de/projekte_nki?p=1&d=45

Landkreis Osnabrück, Dokumentation zum Klimaschutz

<http://www.landkreis-osnabrueck.de/integration-ordnung-umwelt/klimaschutz/workshop-und-vortragsdokumente.html>

Servicestelle Kommunaler Klimaschutz

<http://www.kommunaler-klimaschutz.de/die-servicestelle>